

答 申

第1 審査会の結論

宮城県教育委員会は、本件異議申立てに係る部分開示決定において開示しないこととした部分のうち、次の部分について、開示すべきである。

- 1 指導力不足等教員を分類した種別について、その凡例を示した部分
- 2 調査をとりまとめた教育事務所の名称

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、情報公開条例（情報公開条例の一部を改正する条例（平成14年宮城県条例第60号）による改正前のもの。以下「条例」という。）第4条の規定により、宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、平成13年4月19日付けで「平成12年度に県議会（平成12年11月予算特別委員会）において、教育長が適切な指導力を欠く教員を22名と答弁している、そのもととなる文書等一切の文書」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、次のもの（以下「本件行政文書」という。）を特定した。

平成12年6月1日付け 指導力不足等教員の調査について
に添付された様式
に係る回答

平成12年7月14日付け 平成12年度勤務成績の評定の提出について
に添付された様式
に係る回答

その上で、本件行政文書について、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、開示をしない理由を次のとおり付して、平成13年5月21日、異議申立人に通知した。

条例第8条第1項第2号に該当する。

「該当文書の中には、氏名、生年月日（年齢）等の個人に関する情報が記載されており、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがある。」

条例第8条第1項第6号及び第7号に該当する。

「適切な指導力を欠く教員については、県立学校や教育事務所からの報告に基づき県教育委員会が総合的に判断しているものであり、これら一連の意思形成過程において収集した資料中、所属校名や評価に関する部分等を公開することは、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると認められるとともに、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められる。」

- 3 異議申立人は、平成13年6月25日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び及び宮城県情報公開審査会（以下「審査会」という。）における意見陳述で説明している内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第8条第1項第2号該当性について

実施機関は、本件行政文書、及びについて、個人の特定に繋がるおそれがあるとして相当な部分を非開示としているが、本件行政文書のうち備考欄に記載されている指導力不足等教員の種別の凡例を示した部分及び本件行政文書のうち教育事務所名を非開示とした部分については、開示しても個人は特定されない。また、病名については、実施機関の説明によれば、健康な人も病気の人も枠ごと黒塗りを行ったとのことであるが、健康な人の場合は何も記載されていないとのことであり、これを開示しても個人は特定されないと考える。

(2) 条例第 8 条第 1 項第 6 号及び第 7 号該当性について

実施機関は非開示理由として意思形成及び事務事業執行に支障が生じるとしているが、これらの情報が開示されたとしても、将来の事業執行の支障とはならず、指導力不足と判断した明確な基準等が明らかになることで、円滑な執行が可能になると考える。

(3) その他

実施機関は指導力不足等教員に関して本件行政文書のような資料を作成しているが、それらに記載されている教員は、その事実をほとんど知らされることがない。この事実を踏まえた上で、審査会には判断してほしい。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における意見陳述において述べている内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 条例第 8 条第 1 項第 2 号該当性について

本件行政文書には、氏名、生年月日（年齢）、病歴等の個人に関する情報が記載されており、これらの情報は特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるものであると判断し、該当部分を非開示としたものである。

今回非開示とした部分は、まさに個人に関する情報であり、条例第 8 条第 1 項第 2 号ただし書のいずれにも該当しないことから、条例第 3 条の趣旨を十分に踏まえて対応したものである。

2 条例第 8 条第 1 項第 6 号該当性について

指導力を欠く教員については、県立学校あるいは教育事務所からの報告に基づき、県教委が総合的に判断している。人事管理情報が記載されている本件行政文書は、このことから、指導力不足等教員の認定という最終的な意思決定までの一段階にある文書であると考えている。このような文書が公開されれば、無用の誤解を県民に与え、混乱を生じ、当該指導力不足等教員の認定に係る意思形成に支障が生じると

明らかに認められると判断したものである。ただし、この条例第8条第1項第6号該当性については、毎年各教育事務所や県立学校から同様の文書を提出してもらって指導力を欠く教員の把握に努めていること、及び平成12年度における最終的な把握は既に終了していることを考えれば、現段階においては適当ではないと考えている。

3 条例第8条第1項第7号該当性について

本件行政文書 については、小中学校の教員のうち指導力を欠くと認められる者について、各教育事務所が管内の学校長の意見を踏まえて一覧表にしたものである。また、本件行政文書 は、教育庁教職員課が各県立学校長に対して提出を依頼し、学校長により作成、提出されたものである。これらの情報は全く公開が予定されておらず、仮に公開された場合、行政内部の自由な意見交換が妨げられ、そのことにより審議等に必要な情報を得ることが困難になることが認められると考えている。

さらに、本件行政文書 及び を公開することで、指導力不足等教員が所属する学校及び管轄の市町村教育委員会が明らかになり、当該学校の校長や当該市町村教育委員会の教育長らが自らの指導力不足を疑われることを恐れ、県教育委員会への報告に際して萎縮することから、県教育委員会としては学校現場の状況を適切に把握することが困難になることが予想される。その結果、県の教育行政の適切な執行が妨げられると考えられ、本件行政文書のうち今回非開示とした部分は、条例第8条第1項第7号に該当すると考えたものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈・運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件行政文書の内容等について

本件行政文書は、心身の疾患、教科指導力を著しく欠く等の理由により、実施機関が適切な指導力を欠くとする教員（以下「指導力不足等教員」という。）について、県内の小学校及び中学校分については市町村教育委員会から情報を収集して教育事務所管内別に一覧にした資料であり、県立学校分については各県立高校から報告がなされた一覧形式の資料である。

3 条例第8条第1項第2号該当性について

条例第8条第1項第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの」に該当する情報が記録されている行政文書を除き、実施機関は、行政文書の開示をしなければならないと規定している。これは、行政文書の開示による当該行政文書に記載されている第三者の権利利益の侵害を確実に回避し、個人の尊厳及び基本的人権を最大限に保護するため、個人が特定できる情報を包括的に非開示として保護することとしたものであり、また、条例第3条第1項後段は、実施機関に、個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をすることを義務付け、その保護の徹底を図っている。しかし、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報の中にも、例外的に保護する必要がない情報として、条例第8条第1項第2号ただし書は、「イ 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」又は「ロ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」が記録されている行政文書については、同号本文に該当する場合であっても、行政文書の開示をしなければならないと規定している。

実施機関は本件行政文書のうち、及び の非開示とした部分について、本号に該当するとしていることから、以下その妥当性について検討する。

(1) 本件行政文書 について

本件行政文書 は、本件行政文書 に添付された様式であり、基本的に本件行政文書 と同じものである。本件行政文書 のみに記載されている情報としては、枠外の備考欄があるが、実施機関は、そのうち指導力不足等教員を分類した種別の凡例を記載している部分について、条例第 8 条第 1 項第 2 号に該当し、非開示が妥当であるとしている。しかし、これを開示しても実施機関が指導力不足等教員を把握する際の類型が明らかになるのみであり、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもののいずれにも該当せず、同号には該当しないものと認められる。

(2) 本件行政文書 について

本件行政文書 は、本件行政文書 において作成することとされたものであり、本件行政文書 の様式により作成されている。

内容としては、教育事務所の管内別に指導力不足等教員を一覧表形式で記載したものであり、教育事務所名、番号、種別、所属校、職名、氏名、生年月日（年齢）、最終学校名、勤務態様、病名（発病年月日）、症状・勤務の状況等、加配の有無、継続・新規の別及び枠外の備考の各欄で構成されている。実施機関はこのうち様式の標題部、番号及び継続・新規の別は条例第 8 条第 1 項第 2 号に該当しないが、その他は一部を除き同号に該当し、特に病名（発病年月日）については、当該欄の記載の有無も含めて同号に該当するとしている。

本件行政文書 に記載されている教員は、教科指導力や心身の健康等に問題があるとされ、総じて「適切な指導力を欠く」とされている教員である。このような文書に掲載されていること自体が、当該教員に対して負の評価があることを意味し、このことは当該教員の資質や名誉に関わる事実であり、条例第 8 条第 1 項第 2 号に規定する個人に関する情報であると認められる。また、このような情報は、法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されているものとは認められず、かつ、公務員の職務遂行の内容に係るものとも認められないことから、同号ただし書イ又は口のいずれにも該当しない。したがって、本件行政文書 に記載されている教員が直接的に識別され、又は他の情報と組み

合わせる事等により識別され得るような情報については、条例第8条第1項第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない情報として、非開示とすることが相当であると認められる。

以上のことから、実施機関が条例第8条第1項第2号に該当するとして非開示とした情報を整理し、以下検討する。

イ 種別、教員の所属校、職名、氏名、生年月日（年齢）、最終学校名、勤務態様

これらの情報については、いずれも公開することにより教員が直接的に識別され、又は他の情報と組み合わせること等により識別され得ると認められることから、条例第8条第1項第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないものと認められる。

ロ 病名（発病年月日）

他の情報と異なり、実施機関は、この欄については欄全体を黒く塗りつぶすことで、情報の記載の有無も不明となるように処理している。これは、この欄において記載の有無が明らかになることにより、上記イにおいて非開示が相当とした情報のうち、種別について非開示とした利益が一部失われることから、上記イと合わせて、条例第8条第1項第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないものと認められる。

ハ 症状・勤務の状況等

この欄については、実施機関は記載事項の一部を開示しているが、その余の部分は、開示することにより、教員が直接的に識別される、又は他の情報と組み合わせること等により識別され得ると認められることから、条例第8条第1項第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないものと認められる。

ニ 加配の有無

どの学校で加配が行われているかという事実は、人事配置に関する情報を収集することにより、比較的容易に判明するものである。したがって、加配の有

無は、これを公開することにより、他の情報と組み合わせること等により、教員の所属校を推定し得る情報であり、また、学校数が少ない教育事務所管内についてはそのまま所属校の特定に至る可能性も考えられる。したがって、加配の有無については、公開することにより、上記イにおいて教員の所属校を非開示とした利益が失われることから、上記イと合わせて、条例第8条第1項第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないものと認められる。

ホ 教育事務所の名称

本件行政文書 は教育事務所ごとに、管内市町村の小中学校の教員について取りまとめたものであり、様式最上段に調査を取りまとめた教育事務所の名称が記載されている。当該教育事務所名は、公開したとしても、上記イからニまでにおいて非開示が妥当とであるとした個人情報を開示することにはならず、条例第8条第1項第2号には該当しないものと認められる。

ヘ 枠外の備考欄

枠外の備考欄については、本件行政文書 に記載されているものと同一であり、上記(1)から条例第8条第1項第2号には該当しないものと認められる。

(3) 本件行政文書 について

本件行政文書 は、本件行政文書 により、各県立学校長が作成することとされたものであり、本件行政文書 の様式により作成されている。内容としては、県立学校ごとに勤務評定の際に特に努力を要すると評価された教員を実施機関に報告するものであり、全日制・定時制・本校・分校の別、学校名並びに校長氏名及び公印のほか、当該教員の氏名、年齢、教科・科目、校務分掌、努力を要する事項及び改善策が記載されている。(なお、当該文書には、これらの情報のほか、「平成7年4月以降に採用された県立高校教諭で、今後の採用の可否に当たって問題のある者」を記載する欄があるが、いずれの学校も該当無しとしており、実施機関もこれを開示していることから、以下では特に検討の対象とはしない。)

実施機関は、このうち全日制・定時制・本校・分校の別、学校名のうち「宮城県」を除く部分並びに校長氏名及び公印のほか、当該教員の氏名、年齢、教科・科目、校務分掌の一部、努力を要する事項及び改善策について、条例第8条第1

項第 2 号に該当するとしている。

本件行政文書 において記載されている教員が「勤務評定において特に努力を要する教諭」との表現ではあるものの、当該文書が「教育長が適切な指導力を欠く教員を22名と答弁している、そのもととなる文書」との請求に対して特定された対象行政文書である以上、当該教員は、「適切な指導力を欠く」とされている教員であると言えることから、この文書に記載されている情報の取扱いについては、上記(2)と同様に取り扱うべきものであると言える。したがって、本件行政文書 に記載されている教員が直接的に識別され、又は他の情報と組み合わせること等により識別され得るような情報については、条例第 8 条第 1 項第 2 号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない情報として、非開示とすることが相当であると認められる。

以上の判断をもとに本件行政文書 において、実施機関が条例第 8 条第 1 項第 2 号に該当するとして非開示とした情報について検討すると、いずれも公開することにより教員が直接的に識別され、又は他の情報と組み合わせること等により識別され得ると認められることから、条例第 8 条第 1 項第 2 号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないものと認められる。

4 条例第 8 条第 1 項第 6 号該当性について

条例第 8 条第 1 項第 6 号は、「県又は国等の事務事業に係る意思形成過程において行われる県の機関内部若しくは機関相互又は県の機関と国等の機関との間における審議、検討、調査、研究等に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められるもの」に該当する情報が記録されている行政文書を除き、実施機関は、行政文書の開示をしなければならないと規定している。この趣旨は、県又は国等の最終的な意思は、機関内部での調査、研究、企画、調整、検討又は関係機関との審議、協議等を繰り返しながら形成されるのが一般的であり、このような最終的な意思決定に至る過程における情報の中には、公開することにより、県民に無用の誤解を与え、若しくは無用の混乱を招くものがあり、又は機関内部の会議等における自由な意見交換、情報交換が阻害されるものがあるが、このような事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生じると明らかに認められる場合には、行政文書の開示をしないこととしたものである。ただし、本号により行政文書の開示をしな

いのは、県政運営の説明責任の観点から客観的かつ明白に支障が生じると判断される情報が記録されている場合だけに限られるものである。

本号該当性については、実施機関の意見のとおり、実施機関が毎年各教育事務所や県立学校に同様の文書を提出させ、指導力を欠く教員の把握に努めていること、及び平成12年度における最終的な指導力不足等教員の把握は既に終了していることから、当該事務事業に係る最終的な意思形成は既に終了しているといえる。また、本件行政文書について、その一部を開示したとしても、将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生じると明らかに認められるとまでは言えない。

以上のことから、条例第8条第1項第6号を非開示理由とすることは妥当ではない。

5 条例第8条第1項第7号該当性について

条例第8条第1項第7号は、「県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、争訟、交渉、渉外、入札、試験その他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの」に該当する行政文書を除き、実施機関は、行政文書を開示しなければならないと規定している。

実施機関は、本件行政文書 及び の非開示とした部分について本号に該当することとしていることから、以下検討する。

本件行政文書 及び に記載されている情報を公開すると、指導力不足等教員の氏名が明らかになるだけでなく、当該教員が所属する学校、ひいてはそれを管轄する市町村教育委員会が明らかになると考えられる。本件行政文書に記載された内容は教職員の人事上の評価に関する事項であり、このような情報を公開することは、行政内部の自由な意見交換が妨げられ、人事評価という事務事業に支障が生じると認められる。

以上から、指導力不足等教員及びその所属校、管轄の市町村教育委員会が明らかになる情報については、指導力不足等教員に係る情報収集の公正若しくは円滑な執行に支障が生じると認められ、条例第8条第1項第7号に該当すると認められる。

よって、それらが明らかにならない情報については同号に該当しないと言えるが、その範囲は上記3において条例第8条第1項第2号に該当しないこととした情報と同じものであると言える。

したがって、実施機関が条例第8条第1項第7号に該当するとして非開示とした情報のうち、本件行政文書の教育事務所名については、本号に該当しないと認められる。

6 結論

以上のとおり、実施機関が、本件行政文書について、指導力不足等教員の種別の凡例を示した部分及び調査を取りまとめた教育事務所の名称を非開示としたことは妥当ではない。また、本件処分に際して、条例第8条第1項第6号を理由としたことは妥当ではない。

実施機関のその余の判断は、妥当である。

第6 審査会の経過

当審査会の処理経過は、別紙1のとおりである。

別紙 1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
13 . 7 . 27	諮問を受けた。(諮問第97号)
14 . 11 . 29 (第173回審査会)	事案の審議を行った。
15 . 1 . 30 (第176回審査会)	異議申立人から意見等を聴取した。
15 . 6 . 3 (第180回審査会)	事案の審議を行った。
15 . 6 . 24 (第181回審査会)	実施機関(教育庁教職員課)から非開示理由等を聴取した。
15 . 7 . 15 (第182回審査会)	事案の審議を行った。
15 . 7 . 28 (第183回審査会)	事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会名簿(五十音順)

氏名	現職	備考
犬飼健郎	弁護士	会長
遠藤香枝子	主婦	
岡本勝	東北大学大学院法学研究科教授	会長職務代理者
木下淑恵	東北学院大学法学部助教授	
佐々木健次	弁護士	

(平成15年8月4日現在)